

		齋藤嘉隆(民進党)
問1 日本の障害者施策は、国連・障害者権利条約にふさわしい施策に	A. なっている B. なっていない C. どちらともいえない D. 回答できない	【回答:B】 条約と整合すべき、差別解消法制定など、一連の法整備は一応行われたが、実態上、差別実態の解消やインクルーシブな社会の実現には至っていない。
問2 障害者総合支援法7条の介護保険優先原則について	A. 現状でよい B. 廃止すべき C. どちらともいえない D. 回答できない	【回答:B】 自己負担の問題を含め、障害者施策と介護施策の統合が将来図られるべきだが、社会保険と税方式の違いがあり、財源問題を見据えた移行措置が必要。
問3 障害児・障害者福祉サービスの利用料について	A. 現状の軽減策を継続 B. 応能負担とする C. 利用料は廃止する D. 回答できない	【回答:B】 低所得者への減免、障害年金制度の抜本的拡充を前提としつつ、所得能力のある方には応分の負担をお願いすべき。
問4 事業所やグループホームの報酬単価の日割り制度について	A. 現状でよい B. 廃止すべき C. その他 D. 回答できない	【回答:B】 利用者の負担抑制軽減に配慮しつつ、事業所やグループホームの経営の安定化に配慮すべき。
問5 障害者のヘルパー不足、施設職員不足解消に向け、まず行うことは	A. 介護の効率化 B. 介護を社会で担うという国民意識の向上 C. 報酬単価の引き上げ D. 回答できない	【回答:C】 介護労働者は保育士以上に、一般労働者より待遇が劣位にあり、その所得の低さが人員不足の最大の要因である。
問6 愛知県内の特別支援学校はマンモス化・老朽化が問題になっています。マンモス化の問題について。	A. 文部科学省・県の動向を見守る B. 特別支援学校にも設置基準設定を働きかける C. 回答できない	【回答:B】 特別支援学校の過大化、過密化の解消のためには、設置基準も必要だが、地域の普通校に障害児が共に学べる条件整備や人的支援が最も有効、かつ必要。
問7 憲法25条【生存権、国の生存権保障義務】改正について	A. 賛成 B. 反対 C. どちらとも言えない D. 回答できない	【回答:B】 現在の格差拡大、貧困率の上昇の中において、25条規定を実質化する法的整備や予算措置が一層必要になっている。憲法の条文改正は必要ない
問8 憲法9条【戦争放棄、軍備及び交戦権の否認】改正について	A. 賛成 B. 反対 C. どちらとも言えない D. 回答できない	【回答:B】 戦後70年の経緯の中で、9条の理念は国民に深く共有されるに至っており、専守防衛の自衛隊の存在も定着。この改正により改悪(平和憲法の理念の否定などの後退)になる危険性が大である。
【最後に】東日本大震災の結果、障害者の死亡率は全住民の2倍であったこと、福祉避難所の設置が急務であるとされましたが、熊本大震災では教訓が充分に行かされませんでした。愛知県では南海トラフ地震が間近といわれています。防災とくに要援護者対策についてのお考えがあれば記入ください		障害者だけでなく、病人、病弱者などを含めた災害弱者の犠牲を最小限化する法整備が必要。平時、日常生活の中からインクルーシブに変えていくことが大切だと思う。

平山良平（社民党）

【回答：B】 今年の通常国会で「障害者総合支援法改正案」が成立しました。障害者権利条約に則るのであれば、障害者制度を「社会モデル」に変換し制度の谷間を解消すること、家族の収入に依拠しない利用者負担制度にすること、障害程度区分せいの廃止などに踏み込むべき。

【回答：B】 障害福祉サービスを受けていた障害者が、65歳を境に介護保険へ移行され、無料だった利用料が1割負担となり、サービスの内容も縮小されかねず非常に問題です。「障害者総合支援法改正案」は、低所得者の利用料軽減の仕組みを新設していますが、厳しい条件が設けられ対象は限られています。障害者の生活の水準や質が引下がることがないように、障害の特性等に応じて選択性の導入を図るべきです。

【回答：B】 障害者自立支援法（障害者総合支援法の前身）によって、障害者サービスに「応益負担」が導入されました。障害者が生きていくために必要な全てのケアサービスに利用料が発生し、重度であればあるほど、利用料負担が大きくなるという仕組みは、障害者の生存権を侵害しています。利用料は、障害児・者、本人の収入に基づく「応能負担」とすべきです。

【回答：B】 報酬単価の日割り制度によって、障害者介護に従事する人材不足がさらに加速されました。事業所やグループホームを安定的に運営していくためには、月単位に戻すべきです。

【回答：C】 報酬単価の引き上げなしに、人材不足の解消、よい介護は出来ないと思います。

【回答：B】 マンモス化を解消し、子どもが毎日を快適に過ごすことが出来る環境、学ぶ環境を保障するため、設置基準の設定が必要と考えています。

【回答：B】 憲法25条は、健康で文化的な生活を保障しています。困った時に衣食住や医療が受けられることは当たり前です。この法律をもとに、生活をはじめ日本の社会福祉制度は発展してきました。貧困・格差を是正するためにも必要な条項であり、改正には反対です。

【回答：B】 憲法9条が戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否定を定めていることで、戦後70年以上、日本は戦争に参加しない道を歩んできました。自民党の憲法改正草案は自衛隊を国防軍（軍隊）とし、集団的自衛権の行使を認めるとしています。日本を戦争ができる国にする憲法9条の改悪に反対です。改憲を許してはなりません。

平時から災害に備えて避難計画を策定したり、避難訓練をするときに要援護者対策を必ず盛り込んでおくことが必要です。例えば緊急時の情報伝達の仕組み、要援護者から近隣・所属する団体・行政などへSOSを伝える複数の回路の確保、避難場所の確認、連携支援体制などです。また、避難所における合理的配慮も不可欠。情報伝達の仕組み、環境の変化を緩和するための障害者への配慮（支援者、スペースの確保など）も必要です。

		藤川正人（自民党）
問1 日本の障害者施策は、国連・障害者権利条約にふさわしい施策に	A. なっている B. なっていない C. どちらともいえない D. 回答できない	【回答A】 我が国においては、障害者権利条約の締結に先立ち、障害当事者のご意見も踏まえつつ、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）など、障害者施策の充実のための国内法の整備を行いました。
問2 障害者総合支援法7条の介護保険優先原則について	A. 現状でよい B. 廃止すべき C. どちらともいえない D. 回答できない	【回答A】 あるサービスが公費負担の制度で提供できる場合であっても、同様の内容のサービスについて、国民が互いに支え合うために保険料を支払った上で保険給付を受ける社会保険制度で提供できる場合には、社会保険制度で提供されるサービスをまずご利用いただくという「保険優先の考え方」が現在の社会保障の原則です。
問3 障害児・障害者福祉サービスの利用料について	A. 現状の軽減策を継続 B. 応能負担とする C. 利用料は廃止する D. 回答できない	【回答D】 利用者負担の在り方については、障害者総合支援法の趣旨や利用者負担の見直しの経緯、障害者等の家計の負担能力、他制度における利用者負担とのバランス等を踏まえ、制度の持続可能性の確保や障害福祉制度に対する国民の理解や納得の観点、利用抑制や家計への影響といった懸念にも留意しつつ、引き続き議論する必要がある課題であると考えています。
問4 事業所やグループホームの報酬単価の日割り制度について	A. 現状でよい B. 廃止すべき C. その他 D. 回答できない	【回答C】 障害福祉サービス等の報酬の支払い方式については、利用者が多様なサービスを組み合わせて利用できるよう、日割り方式としつつ、急な欠席等には「欠席時対応加算」や「訪問支援特別加算」によって一定の対応が図られていると考えています。
問5 障害者のヘルパー不足、施設職員不足解消に向け、まず行うことは	A. 介護の効率化 B. 介護を社会で担うという国民意識の向上 C. 報酬単価の引き上げ D. 回答できない	【回答C】 障害福祉従事者の人材確保は重要な課題であるが、人材確保のためには、障害福祉事業所が適切に報酬を得て、安定的に経営できることが必要と考えています。
問6 愛知県内の特別支援学校はマンモス化・老朽化が問題になっています。マンモス化の問題について。	A. 文部科学省・県の動向を見守る B. 特別支援学校にも設置基準設定を働きかける C. 回答できない	【回答C】 党内議論をしたことがなく回答できない。総裁直轄機関である教育再生実行本部の特別支援教育部会が今年4月、安倍総裁に申し入れた提言は、対象となる子どもの増加傾向を踏まえ①通級による指導の拡充やコーディネーターの専任化など教職員定数の改善②日常生活や学習指導上のサポートを行う支援員の配置を促進。③都道府県に潜在的なニーズを含む児童生徒数の把握と教室不足の解消計画の策定・更新などを促し、施設整備を含むハード面での環境整備をすすめる、など。（以上はコメントの要旨を掲載）
問7 憲法25条【生存権、国の生存権保障義務】改正について	A. 賛成 B. 反対 C. どちらとも言えない D. 回答できない	【回答C】
問8 憲法9条【戦争放棄、軍備及び交戦権の否認】改正について	A. 賛成 B. 反対 C. どちらとも言えない D. 回答できない	【回答A】 9条1項の平和主義は堅持し、2項を改正して「国防軍」を規定します。
【最後に】東日本大震災の結果、障害者の死亡率は全住民の2倍であったこと、福祉避難所の設置が急務であるとされましたが、熊本大震災では教訓が充分に行かされませんでした。愛知県では南海トラフ地震が間近といわれています。防災とくに要援護者対策についてのお考えがあれば記入ください		避難を行う障害者等が適切な支援を受けられるようにすることは、大変重要であると考えています。特に、健康管理は重要であり、現在、熊本では、避難生活を送る被災者の方々の健康管理のために、保健師等が中心となって避難所等を巡回し、心身の健康状態を把握し、医療機関と連携するなど、適切な支援につなげていると承知しています。今後、大きな震災があったときにも、障害者等に適切な対応が行われるよう、防災対策を含め、しっかりと対策を行っていく必要があると考えています。

すやま初美（共産党）

【回答B】 障害者の暮らしは「親依存」が実態で、障害者権利条約が求める「誰とどこで暮らすかは自らが決める」社会にはとても及ばない現状です。そもそも障害を「自己責任」とし、最低限の支援さえ「益」とみなして負担を課す「応益負担」制度が条約に真っ向から反していることは明瞭です。障害者総合支援法を抜本的に見直すとともに、大企業・富裕層優遇の税金の集め方や、軍拡優先の税金の使い方を変え、障害者予算を抜本増額すべきです。

【回答B】 それまで無料だった利用料が一部自己負担にされたり、受けられるサービスが打ち切られたり、切り下げられるなど、65歳を境に障害者の生活の質と水準が引き下がることが全国的に大問題になっています。障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ「基本合意」（2010年）や、内閣府障がい者制度改革推進会議の「骨格提言」（2011年）の趣旨にもとづき、介護優先原則の撤廃が急がれます。

【回答C】 障害を理由とした不利益は社会全体で支えるべきであり、すべての人が安心して暮らすために、国際社会では福祉は無料が当然となっています。憲法25条の「生存権」理念を照らし合わせても障害者福祉や医療の利用は無料が当然であり、負担を求めるべきではありません。当面の緊急措置として、応益負担は即刻撤廃して支援費制度時代の応能負担に戻すよう提起していますが、住民税非課税世帯は無料にして、将来の無料化をめざすべきです。

【回答B】 報酬単価の日割り制度によって、多くの事業所が減収になり、利用者サービスの後退や労働条件の切り下げなどを余儀なくされています。募集しても職員が集まらない事態は、障害者福祉を根底から揺るがしています。事業者の報酬単価を大幅に引き上げ、月額制に戻すことは切実で緊急を要します。報酬を上げつつ、利用者負担増に連動しないような仕組みにするべきです。

【回答C】 他の職種に比べて労働条件が劣悪なことが最大の要因です。施設報酬を日額払いから月額払いに戻し、正規職員の配置を中心とした雇用形態ができるよう、報酬の底上げを行うべきです。また、ヘルパーや職員の賃上げについては、報酬にくみいれず、全額国庫負担によって引き上げをはかるべきです。さらに、給食・事務・施設長など削減された職員配置基準を復活させるとともに、グループホームやケアホームの夜勤体制の改善をすすめることも必要です。

【回答B】 障害者権利条約は、障害のある児童の人権享受に際し、国は「すべての必要な措置を取る」とし、「児童の最善の利益が主として考慮される」ことを定めており、現状は条約の趣旨に反する重大事態です。根本にあるのは、学校教育法施行規則で、特別支援学校の設置基準は「別に定める」と明記しているにもかかわらず、定められていないことです。障害の有無によって子どもたちの学習環境に大きな格差が生じないよう、ただちに定める必要があります。

【回答B】 25条は生活改善や社会保障の充実を求める戦後の国民的運動の重要なよりどころとなってきました。また、生存権規定は世界人権宣言や国際人権規約にも盛り込まれ、今日では世界で広く認められるなど、先駆的な役割を果たしてきました。しかし現実の日本は、自公政権のもとで医療・社会保障予算が連続大幅削減され、格差と貧困が広がるなど25条と大きくかけ離れているのが実態です。25条を活かす政治こそ求められます。

【回答B】 いま日本に求められているのは、憲法9条を生かした平和外交を力強くすすめることです。テロと戦争の悪循環を断ち切り世界からテロをなくすことや、北朝鮮問題の解決、南シナ海の紛争問題の解決など、どれをとっても、軍事的対応では事態の悪循環を招くばかりです。私たち日本国民が、戦争の惨禍と幾多の人々の犠牲のうえに手にした世界に誇るべき日本国憲法を戦争の道具に置き換える時代逆行の企てを、絶対に許してはなりません

熊本地震で要援護者対策の抜本的強化の必要性が改めて明らかになりました。①防災を無視した開発の中止、防災施設整備と安全点検徹底②観測体制整備と地域防災力強化③地域の要援護者を調査し、災害時の情報伝達や避難方法、外出時の帰宅支援、福祉避難所拡充、必要な福祉・医療の提供等、実効性のある支援計画を当事者を含めて策定し、周知徹底一することが求められます。特に、十分な職員体制と広さを確保した福祉施設をきめ細かく地域につくって福祉避難所を拡充し、一般の避難所もバリアフリー化やプライバシーの確保等の改善をすすめるべきです。また、避難訓練や福祉避難所運営訓練を、当事者、地域住民を含めて取り組む必要があります。